

労働保険 概算確定保険料 申告書  
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業  
(一括有期事業を含む。)

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9  
下記の注意事項をよく読んでから記入して下さい。  
OCR枠への記入は上記の「標準字体」をお願いします。

31759

提出用

種別 32701  
※修正項目番号  
※人力鑑定コード

平成24年 5月 23日

※各種区分		
管轄(2)	保険関係等	業種 産業分類

あて先 〒231-0015  
横浜市中区尾上町5-77-2  
馬車道ウエストビル9階

① 都道府県 所管管轄(1) 基幹番号 枝番号  
13101000000-000

※提出年月日(元号:平成は7)  
③ 事業廃止等年月日(元号:平成は7)  
※事業廃止等理由  
④ 常時使用労働者数 ⑤ 雇用保険被保険者数 ⑥ 免除対象高年齢労働者数  
5 3 1

神奈川県労働局

労働保険特別会計歳入徴収官殿

確定保険料	算定期間	平均人数	金額
⑦ 区分 労働保険料(労災+雇用)	平成24年5月1日 から 平成25年3月31日 まで	保険成立日~年度末(3/31)の期間中の平均人数を以下の要領で求めて記入します。	19 円
労働保険料(労災)		年度末までの毎月末(または賞金締切日)の④常時使用労働者数	20 円
労働保険料(雇用)		⑤雇用保険被保険者数の合計	21 円
雇用保険料(高年齢労働者)		⑥免除対象高年齢労働者数	22 円
雇用保険料(保険料算定対象者)			23 円
一般拠出金			24 円

保険成立日~年度末(3/31)の期間中の平均人数を以下の要領で求めて記入します。  
年度末までの毎月末(または賞金締切日)の④常時使用労働者数  
⑤雇用保険被保険者数の合計  
年度末までの月数(端数は1ヶ月に切り上げ)  
なお、小数点以下は切り捨てとなり、1人未満の場合には切り上げ(1人)とします。

一般被保険者のうち、高年齢労働者の人数(4月1日において満64歳以上の者)を記入。

石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労働保険適用事業一般拠出金は延納できません。

概算保険料	算定期間	金額
⑪ 区分 労働保険料(労災+雇用)	平成24年5月1日 から 平成25年3月31日 まで	⑫ 保険料率 ⑬ 概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料(労災)		20 千円 84000 円
労働保険料(雇用)		22 千円 30000 円
雇用保険料(高年齢労働者)		24 千円 6000 円
雇用保険料(保険料算定対象者)		26 千円 2000 円
一般拠出金		28 千円 4000 円
合計		13.5 54000 円

40万円を超える場合などは、延納(分割納付)ができます。

⑲ 事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑳ 事業主の電話番号(変更のある場合記入)  
⑳ 延納の申請 納付回数

⑱ 申告済概算保険料額	⑲ 申告済概算保険料額
⑳ 差引額	㉑ 増加概算保険料額

㉒ 第1期又は第2期 84,000 円	㉓ 第2期 円	㉔ 第3期 円	㉕ 事業又は作業の種類 サービス業	㉖ 保険関係成立年月日
㉗ 郵便番号 231-0005	㉘ 電話番号 (045) 664-0422	㉙ 事業廃止等理由		

㉚ 加入している労働保険 労働保険 雇用保険	㉛ 特掲事業	㉜ 該当する労働保険	㉝ 所在地 横浜市中区本町2-15 横浜大同生命ビル7階	㉞ 事業主 株式会社 ビジネスサポートセンター株式会社	㉟ 代表取締役 平川 将
------------------------	--------	------------	------------------------------	-----------------------------	--------------

「日雇労働者を除き」「パートタイマーを含む」  
「常時使用労働者数とは、全ての一般労働者の数を指します。」

「なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク」の所で折り曲げて下さい。